

業プロ 広告自動申請機能 利用申込書

申込年月日 年 月 日

(申込先)

業プロ株式会社 経営管理部 宛

(申込者) ご住所:

貴社名:

ご担当名:

メールアドレス(連絡用):

印

■「広告自動申請機能 サービス規約」に同意し利用を申請します。

同意する

下記広告自動申請機能サービス規約までをお読み頂き、同意する場合はチェックを入れて下さい

■ 広告自動申請機能

業プロ「ホームページ連動サービス」をご利用中の仲介会社様へ提供する新機能になります。

規定条件を満たす対象物件に対し、毎日自動で広告申請を行います。

- a) 動作日時：毎日17:00 より順次実行。 ※17:00 に申請が完了することを保証するものではありません。
- b) 対象物件：機能実行時に以下3つの条件を満たす物件
 - ①初回公開日3日以内（2017/1/4 17:00 に機能実行する場合、初回公開が2017/1/1 17:00 以降）
 - ②広告条件が「広告可」もしくは「自社HP可」
 - ③自動掲載承諾済

※以下の物件は対象外です。従来通り、業プロにログインの上、広告申請を行う必要があります。

 - ・初回公開日4日目以降に広告条件が「広告可」もしくは「自社HP可」になった物件
 - ・要承諾書の物件
- c) 対象広告媒体：お申し込み仲介企業様の自社ホームページ
※他ポータルサイトへは、従来通り、業プロにログインの上、広告申請を行う必要があります。
- d) 動作結果：対象物件の自社HP申請チェック及び申請処理の完了

■ 広告自動申請機能 サービス規約

- ①当機能は、業プロ「ホームページ連動サービス」をご契約の仲介会社様が対象です。
- ②当機能をご利用中、規定条件対象物件については自社ホームページへの広告申請要否を選ぶことはできません。
- ④非対象物件及び非対象広告媒体に対しては、従来通り、業プロにログインの上、広告申請処理を行う必要があります。
- ⑤初回公開日4日以降に、広告条件が変更になった場合、画面上の申請可能媒体と申請済み媒体が異なる場合があります。
- ⑥本サービスは対象の物件・広告媒体に対して自動申請を行うものであり、すべての自動掲載承諾済物件に対して、完全に自動申請を完了させることを保証するものではありません。
- ⑦当機能の開始時期は、基本、弊社に当申し込み書が到着後、5営業日以内となります。
設定完了後、開始時期について、上記メールアドレス（連絡用）にご連絡差し上げます。
- ⑧当機能の利用を停止したい場合は、別途「業プロ 広告自動申請機能 停止依頼書」（仮）が必要です。

本サービス規約は、サービスの改修及びバージョンアップ時に変更になる場合がございます。
また、都合により、当サービスを終了する場合がございます。その際は事前にご連絡差し上げますが、ご了承下さい。
また、本サービスは【業プロサービス規約】にも基づきます。不明点などは、弊社までお問い合わせ下さい。

2017年9月1日 業プロ株式会社 経営管理部

otoiawase@gyo-pro.co.jp Fax : 03-5639-2691 Tel : 0120-062-093